|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 岬高等学校 | 業者が負担する食堂の水道料金は、食堂で使用した使用量を学校全体の使用量で除した量に学校全体の水道料金を乗じて算出することになっているが、令和４年12月から令和５年１月分における業者負担額の徴収にあたり、学校全体の使用量を誤って算出したため、業者からの負担金を過大に徴収していた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 誤（既収納額） | 正 | 超過額 |
| 業者が負担する水道料金 | 9,930円 | 8,378円 | 1,552円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 | 過大に徴収した水道料金については、戻出処理を行い食堂業者に返金した。検出事項の原因は、業者負担分の水道料金を算出するにあたり、計算シートに当月分の学校全体の水道料金及び使用量で上書きするところを、学校全体の水道料金は上書きしたが、使用量は前月の数値のままで計算してしまい、決裁関与者及び決裁者が数値の誤りに気付かず承認してしまったことにある。再発防止に向けて、担当者が計算式に正しい請求額や使用量が上書きされているかを確認するのは勿論のこと、事務室全体で同様の確認を行うこととした。今後は、適正な事務処理を行う。 |

行政財産の使用許可に係る光熱水費等経費の徴収の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月29日）